

第 63 回サービス統計・企業統計部会議事概要

(科学技術研究調査の変更に関する部分)

1 日 時 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 9:30~11:15

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 野呂順一、宮川努

(審議協力者(学識者)) 池内健太、長岡貞男

(審議協力者(各府省等)) 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課：江刺課長、齋藤主任研究官ほか

(事務局) 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 科学技術研究調査(基幹統計調査)の変更」の「(1) 調査事項 - 1」から「(5) 調査事項 - 5」及び科学技術研究調査における消費税の取扱いについて調査実施者から説明がなされ、審議を行った結果、変更内容はおおむね適当と整理されたが、委員及び審議協力者から指摘のあった事項については、次回部会において調査実施者から回答することとされた。

委員及び審議協力者からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査事項 - ①(任期無し研究者数の新たな把握)

- ・ 今回、任期無し研究者数及びその内数として、40 歳未満の任期無し研究者数を新たに把握することとしているが、年齢階級別に把握しない理由は何か。
 - 今回の変更では調査事項を大幅に増やしている。変更計画の策定に先だって行ったヒアリングにおいても、年齢階級別を詳細に把握するためには、研究者一人一人に当たるしかなく、負担が重いと指摘があったところである。そのため、報告者負担を考慮し、科学技術基本計画で把握が求められている事項に限定したところである。
 - 研究者のデータは、文部科学省のポストドクターに係る調査等、個人単位でも把握していて、そちらの結果を使うことも考えられる。ただし、説明にあったように、大学において研究者の年齢についてきちんとプロファイルしていないというのは、本調査そのものの問題ではないが、いかがかと思う。
- ・ 科学技術基本計画では、「40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増」との数値目標が設定されているが、こちらは科学技術研究調査では把握が難しいのではないか。
 - 大学本務教員数のみであれば、学校教員統計調査で把握しており、当該目標値は同調査で把握することとしている。

- ・ 40歳以上についての情報は把握する必要がないということか。
 - 一部の報告者にヒアリングを実施したところ、研究者の年齢を一人一人確認しなければならないので、年齢階級別に把握するのは負担であるとの結果であった。そのため、基本計画に明記されたことに対応すべく、このような変更案とさせていただいた。
 - 国立大学であれば定員があるので、40歳以下の研究者を採用すればその分、40歳以上の研究者の数が抑制される。大学の研究者の数は、様々な制約要因で決まってくるので、この統計だけで把握するのは難しい。
- ・ 年齢階級を導入することについては、内閣府からの強い要望を受けたものと聞いているが、検討の結果、年齢階層を細かく把握するのは難しく、40歳で区切るのが現実的との整理になったものと認識している。将来的にもう少し細分化した区分での把握が必要となれば、今後考えてはどうか。
- ・ 研究者については、テニユアトラック制（公正で透明性の高い選考により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組み）から把握することも考えられるが、識別が難しい。まずは、今回、調査実施者が提案した形で把握することがよいのではないかと考える。
- ・ 調査実施者は報告者負担を強調するが、男女別の研究者数は書いてもらえるのではないか。
 - 科学技術研究調査においても、全ての項目で男女別に把握しているわけではなく、必要性や負担面を総合的に勘案して把握している。今回の調査事項の見直しに伴い報告者の記入負担がかなり増加していることから、報告者の記入負担の状況を検証する必要があると考えているが、ご指摘の点を踏まえ、次回部会まで持ち帰って検討したい。
- ・ 年齢区分に関して今回は40歳未満を区切りとすることで決定することとし、男女別の把握については再整理をお願いする。

(2) 調査事項 - ② (採用・転入研究者数、転出研究者数の内訳区分の追加)

- ・ 科学技術基本計画での指摘を踏まえ、調査事項を追加するというものであり、特段の異論がないようなので、変更計画案のとおりですとしたい。

(3) 調査事項 - ③ (性格別研究費の定義の一部追加)

- ・ 今回、国際比較性向上のために定義を見直すとのことであるが、主要国においても同様に調査票を変更しているのか。また、フラスカチ・マニュアルの「試験的開発」と科学技術研究調査の「開発研究」で概念がずれていることはないか。
 - 諸外国の状況は確認していない。OECDに研究開発関連の指標を毎年提供しているが、現在、OECDにおいて、改定フラスカチ・マニュアルに沿った新しいR&Dデータ報告様式を作成中。諸外国もそれに合わせてデータ収集の方法を変更するのではないかと想定している。
 - また、「開発研究」という用語については、直訳だとかえって理解しにくい場合があり、従来から引き続きこの用語を用いていることから、報告者の理解を得ているもの

と考えている。

- ・ 諸外国の事例と比較した方がよいものとする。
- ・ フラスカチ・マニュアルにおける試験的開発の定義の変更により、研究開発に知識の創出が入っているということが明確になった。科学技術研究調査の「開発研究」は、これを初めから包摂した概念であることから、日本の定義の方がより実態に即しており、フラスカチ・マニュアルがそれに調和してきているという形である。日本が外（OECD）に合わせるのではなく、外が日本に合わせてきたという点で、今回の変更内容は評価できる。
- ・ 今回、「サービス」という用語が定義に追加されているが、これによって従来把握された数値との間に断層が生じることはないか。「サービス」が新たに追加されるとすると、記入者の捉え方によっては、サービス産業が新たに含まれたと考えて、今までの数値とまったく異なるのではないか。仮に、今回の変更が研究開発の概念の実質的な拡張に当たるとすると、数値の変化はたいしたことはないとは言えないのではないか。サービスを明示的に定義に書くことによる影響を確認する必要があるのではないか。
→ 次回部会までに整理してほしい。
- ・ 性格別研究費は自然科学分野に限って把握することとしているが、問題ないか。
→ フラスカチ・マニュアルにおいて、自然科学分野を対象に把握するよう記載があることに合わせたものである。なお、最新のマニュアルにおいては、人文・社会科学分野まで広げるべきではないかとの議論があるとは承知している。
- ・ 変更内容のうち、「サービス」を追加することによる影響については、次回部会で報告してほしい。

（４）調査事項 - ④（特定目的別研究費の一部削除）

- ・ 今回削除する項目は平成 24 年調査で把握を始めたものであり、それを 4 年でやめることになる。今回の本調査の変更でも、基本計画の記載にしたがって調査事項の追加が行われているが、基幹統計の安定的提供ということを踏まえると、基本計画の書きぶり次第で調査事項が頻繁に変更されることは問題ではないか。そもそも、基本計画に記載されると調査事項に入れ、基本計画の記載がなくなると調査事項から落とすという方針なのか。もしそうであれば、一時的に把握する調査事項については分かるように、恒常的な調査事項と区分してはどうか。
→ 御指摘の点は検討していきたい。調査事項の設定については、報告者負担や行政上のニーズ等の兼ね合いを考慮して検討しており、次回の科学技術基本計画の改定の際にも同様であると考えている。
- ・ 変更内容については了としたい。なお、調査事項が頻繁に変更される可能性があることへの懸念については、統計委員会において口頭にて説明したい。

（５）調査事項 - ⑤（「社外（外部）から受け入れた研究費」、「社外（外部）へ支出した研究費」の会社の内訳区分の追加等）

- ・ 親子会社という表記は一般的なものか。
→ 親子会社については既存の項目もあり、紛れはないものとする。
- ・ 報告者が記載に迷わないよう、「親会社又は子会社」といった注書きを入れた方がよ

い。

- ・ 親子会社の定義が、科学技術研究調査と経済センサス - 活動調査との間で異なっていることから、合わせるべきではないか。
→ 前向きに検討する。
- ・ フラスカチ・マニュアルで”abroad”を“rest of the world”に変更することに合わせて「外国」を「海外」に直すとしているが、変更しなくてもよいのではないか。
→ 国民経済計算の表記に合わせて海外としたところである。
→ 「外国」だと国だけと誤解される面もあるかもしれないが、海外という表現は、四方を海に囲まれた日本特有かもしれないが、いい表現ではないかと思う。
- ・ 変更内容については、了としたい。なお、「親子会社」の把握については、事務局から提案のあった、会社の内数として親子会社の回答を求める形式に変更することを答申で指摘するとしたい。

(6) 消費税の取扱いについて

- ・ 経済系の統計調査においては、現在、消費税の取扱いについて、消費税抜き、消費税込みの選択制に変更する方向にあるが、科学技術研究調査はどうか。
→ 科学技術研究調査については、平成元年の消費税導入以来、消費税込みで回答していただいております。税抜きでないという指摘もなく、報告者には税込み回答が浸透しているものと認識している。仮に、消費税の取扱いについて選択制とした場合、課税項目と非課税科目を分離する必要があるほか、性格別研究費などのようにまとめて回答していただいている項目については税抜きでの記入や集計段階で税込みに補正することは難しいのではないかと考えている。
- ・ 統計調査において、消費税の取扱いがまちまちとなった場合、加工統計側に問題が生じないのか。
→ 科学技術研究調査は税込で公表されていると承知している。一方、他の統計調査において消費税の扱いが選択制となった場合であっても、集計の際に税込みに補正した上で公表されることから、公表値としては税込みに統一されており、支障は生じないものと考えている。
- ・ 消費税の取扱いについては、大企業を中心に税抜きで会計をしていることを踏まえた報告者の負担軽減とともに、調査実施者においても税込みで回答されているかどうかの審査の負担の軽減の観点からも、できることから検討していただいているところである。一方、調査実施者からも説明があったとおり、項目を区分しないと正確に補正できない面もあり、この点をどう勘案するかではないか。科学技術研究調査についても将来的には消費税の取扱いについて検討していただければと考えている。

(7) その他

- ・ 次回部会で審議を予定しているが、フラスカチ・マニュアルについて、平成24年の部会審議で未対応とされた項目への対応状況や、今回対応できなかった項目等を、次回の部会で報告してほしい。
- ・ 科学技術研究調査は、前年度に研究開発費の支出のあった企業は継続して調査対象と

する等、独自のやり方をしているが、フラスカチ・マニュアルでの記述はどうなっているか。他の国ではどうなっているか、次回の部会で報告してほしい。

6 その他

次回は、平成 28 年 8 月 31 日（水）14 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 63 回サービス統計・企業統計部会議事概要

(小売物価統計調査の変更に関する部分)

1 日 時 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 11:15~12:15

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 野呂順一、宮川努

(審議協力者(各府省等)) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 小松室長ほか

(事務局) 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、吉野政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山企画官ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 調査実施者から調査の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「(1) 選定基準の説明部分の追記」及び「(2) 選定基準に基づいた調査品目の選定」について調査実施者から説明がなされ、個々の品目変更理由を確認しつつ、審議を行った結果、(1) について、一部、現行のままとする旨の指摘がなされたが、それ以外の部分については、おおむね適当と整理され、答申(案)の方向性についても合意を得られた。
- これを受けて、答申(案)については、「部会において書面による議決が認められる場合について」(平成 28 年 4 月 26 日、統計委員会決定)を適用し、部会長作成に係る案を部会所属委員が書面で確認することにより、部会における議決とすることとされた。
- なお、前回答申における今後の課題及び部会長メモ(「小売物価統計調査に係る部会審議結果について—更なる改善に向けたロードマップ—」)で指摘した事項についても、現時点における調査実施者の取組状況等を確認し、引き続き検討を進めるよう部会長から要請した(別紙参照)。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 今回の調査実施者からの申請内容は、基本的に調査品目の追加及び削除(以下「品目変更」という。)に関するものとなっている。しかし、諮問の内容は、選定基準の説明追加がメインで、事務局が作成した審査メモやそれに対する調査実施者の回答においても、品目変更についてはあまり触れられていない。申請内容との関係性を考えた場合、品目変更についても個々に審議を行う必要はないのか。
- 本調査の調査計画は、実際に調査の対象とする品目を列挙する形で整理されており、その前提となる品目の選定基準は、調査計画には直接盛り込まれていない。しかし、前回の諮問審議の際に、調査品目の変更の適否を判断する上で、重要な位置づけにあるも

のとして審議を頂いているところであり、また、品目の選定が、選定基準の当てはめの結果であることを踏まえ、選定基準の説明追加を諮問のメインにしている。

- 前回の諮問審議の結果、統計委員会として選定基準を了承した形になっているが、仮に、今回、選定基準の変更がなく、品目変更のみであった場合には、統計委員会に諮問されたのか。

→ 基幹統計調査の変更については、原則として統計委員会に諮問することとされているが、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、例外的に、諮問には及ばないこととされている。

現時点の運用（注：『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて）（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）では、今回のように委員会が了承した基準に基づく変更を軽微な事項として扱うことは、個別には明記されていない。一方で、委員長及び部会長が軽微な事項と判断すると規定されていることから、仮に今回の変更が選定基準に基づく単純な品目変更のみであったならば、委員長及び部会長の御判断によって、諮問に至らなかった可能性もある。

→ 手続の透明性及び審議の効率性の観点から、選定基準の位置付けを明確にし、選定基準に沿っている限りは軽微な事項として取り扱うことを統計委員会でオーソライズできないかを提案したい。

→ 統計委員会で行う部会報告の中で、提案することとしたい。

- 先ほどの指摘を踏まえ、個別の品目変更の理由についても、御説明頂きたい。

→ まず、地域別価格差調査は、基本的に変動係数の大きいものから順に並べて選定している。ただし、品目変更に当たって、調査員の事務負担の大きいもの、価格差が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれるものを除いた結果、7 品目を追加することとした。

次に店舗形態別価格調査については、店舗形態間の価格差の大きい順に品目を並べ、中分類別にみたときに、特に除外する理由がなければ、最も価格差の大きい品目を選定することとした結果、3 品目を追加し、3 品目を廃止することとした。

最後に銘柄別価格調査では、今回追加する品目のうち、しょう油は、生醤油の売上げが伸びていること、台所用洗剤は、食洗機用洗剤の売上げが伸びていること、電気かみそりについては、5 枚刃のものの売上げが伸びていることから、それぞれ対象品目に選定した。

逆に今回廃止する品目のうち、①洗濯用洗剤については、構造編でこれまで調査していた液体洗剤が動向編で対象銘柄に採用されたこと、②中華麺については、販売シェアが固定的となったこと、③家庭用ゲーム機については、不定期に本体とソフトのセット商品しか販売されない時期があり、同一銘柄の価格を継続的に把握することが困難なことから、今回廃止したいとするものである。

- 地域別価格差調査で鍋とタオルについて、「価格差の要因が、地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれるので除外する」という旨の説明であったが、もう少し詳細に説明してほしい。

→ これらの品目については、スーパーを中心に調査をしており、銘柄の指定は行っているものの、見合った商品がなかなか揃わないという実情がある。構造編の役割を考えると、

価格差が地域差を明確に表しているかが重要であり、それ以外の要因が大きい場合は調査対象から除くということで、鍋、タオルを対象品目から外すこととした。

→ 「見合った商品がなかなか揃わない」ということが、「調査員が同質の品目を探すのが大変」という意味であれば、基準のiv)の説明にある「品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した」結果ではないのか。そうであるならば、iv)に該当しなくなったことが品目として採用しない理由であり、殊更にvi)の追記をする必要はないのではないか。むしろ、今回追記が計画されている「価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる」は、選定基準を曖昧にしてしまい、機械的な選定に支障を及ぼすのではないか。

→ そのように整理して頂いても支障はないと考える。

- ・ 銘柄別価格調査は9品目で、調査対象事業所も15と非常に小規模であるが、調査結果の精度や有用性はどうか。

→ この調査結果については、動向編の品目選定に多様な情報を提供するという役割を担っており、精度面については限界があるものとする。

- ・ 本日の議論で、おおむね審議が終了し、答申の方向性について、事実上の合意がなされたと考えられることから、答申（案）については、「部会において書面による議決が認められる場合について」を適用し、部会長において作成した案を、両委員に書面で確認いただき、部会における議決とすることとしたい。

6 その他

今後、書面による審議で決議された答申（案）については、平成28年8月25日（木）開催予定の統計委員会において、西郷部会長から報告することとされた。

小売物価統計調査・CPIの課題の対応状況

◎【諮問第 80 号の答申(府統委第 83 号平成 27 年 9 月 17 日)における課題】

(1) 選定基準の運用

調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。

動向編の調査品目については今回変更しないが、次回の基準改定における見直しなどにおいては、選定基準に沿って適時・適切に調査品目を選定することとする。

構造編については、昨年度了承された選定基準に沿って品目の見直しを行い、今後、調査すべき品目を選定した。今回、選定した品目について、平成 29 年 1 月の調査開始を目指し、調査計画変更の申請をしたところ。今後も、適時・適切に調査品目を選定する予定。

(2) 名簿情報を活用した集計の充実

本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。

名簿情報を活用した集計については、現在過去のデータを用いて試行的に集計を行い、当該集計表の有用性等について有識者と相談しながら検証を行っているところである。今後も引き続き検証を行っていくこととする。

(3) 特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。

従来全国物価統計調査で把握していた特売価格については、POSデータを利用した特売価格に関する先行研究について調査を継続しつつ、食料品の一部の商品についてPOSデータを購入し、値下がり時における消費者の購買行動の変化についてケーススタディ的に見ているところ。今後も、引き続き先行研究等を踏まえつつ、POSデータを利用した特売価格の把握の可能性について検討していく予定。

◎【部会長メモ(※)における課題】

(※「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ」)

○ まずは、平成 28 年 8 月に予定されている CPI の基準改定について、その対応を着実に進めること。

○ 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成 29 年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

1 CPI に関しては、前回委員会で御審議いただいた後、2015 年ウエイトの作成、モデル式の改定、新規公表系列の作成準備等、今月 26 日に実施する基準改定への対応を着実に進めてきた。この作業の中には、膨大な各種統計情報や個別企業からの各種情報収集とこの中に含まれる異常値の確認、計算式の精査、集計結果の審査等の作業が含まれる。この結果、先月 8 日にウエイトなど 2015 年基準 CPI の作成方法に関する情報を公表し、今月 12 日に平成 28 年 6 月分までの遡及結果及び接続指数を公表する予定としている。これまで物価統計室では、基準改定への対応にほぼすべてのリソースを投入してきており、万全の態勢で改定結果の公表に臨む所存である。

2 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、部会長メモ及び同メモ参考 1 に従い、次回の消費税率改定の実施時から、消費税率の改定に併せて実施することとされたところ、これに従い、今後、対応を進める所存。

ただし、次回の消費税率改定の実施時期が延期されたことに伴い、次回の消費税率改定を反映した消費税抜き CPI の作成及び公表についても、これに合わせた時期となる予定である。

なお、CPI は主に「前年同月比」が利用されていることから、消費税抜き CPI は消費税率改定後の約 1 年間の「前年同月比」にニーズがあると考えられる。他方、指数値については、前回の消費税率改定後に今回の基準改定があるため、今回の基準改定から次回の消費税率改定が行われるまでの間は、消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。(次頁参照)

(税抜きと税込みの指数値について)

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税抜き価格	100 円	200 円
品目 A の税抜きの指数値		$\frac{200}{100} \times 100 = 200$

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税込み価格	100 円 \times 8% = 108 円	200 円 \times 8% = 216 円
品目 A の税込みの指数値		$\frac{200 \times 8\%}{100 \times 8\%} \times 100 = 200$

※品目の指数値は全て同様で、ウエイトは家計調査（税込みの支出金額の集計）の結果を用いることとしていることから、総合指数等も消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。

また、消費税抜きCPIは、次回の消費税率改定への対応とともに、遡及計算も併せて実施することとなっている。過去の消費税抜きCPIは、政府では内閣府の試算値がすでに用いられており、日本銀行の試算値も一般に広く用いられているが、次回の消費税率改定の際には統計局が消費税抜きCPIを作成・公表することになる。次回の消費税率改定時に公表する消費税抜きCPIと併せて遡及計算結果が利用されることの適時性、適切性及び有用性の確保に鑑みれば、時系列の統計を整合的に整備する観点からも、次回の消費税率改定への対応と内容的に整合性のある遡及計算を行う必要があると考えられる。遡及計算では、こうした内容的整合性に係る技術的な検討が必要となることに加え、すでに公表されている内閣府の試算値及び日本銀行の試算値との混乱が生じないように、関係機関と十分な調整を行いつつ、慎重に対応を進めてまいりたい。

併せて消費税抜きCPIの加工上の制約から生じる利用上の留意については、次回消費税率改定の内容に基づき、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図るよう努めてまいりたい。

- 3 「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、部会長メモ及び同メモ参考2に従い、今後、対応を進める所存。CPIの基準改定の完了後、本件の取組を着実に進めてまいりたい。